

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和5年3月7日

①学校名:	群馬 大学(国立)	②所在地:	群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地		
③課程名:	共同教育学部日本手話実践力育成プログラム アドバンスコース	④正規課程/履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤開設年月日:	2023/4/1
⑥責任者:	共同教育学部教授 金澤 貴之	⑦定員:	10名	⑧期間:	1年6か月
⑨申請する課程の目的・概要:	リアルタイム双方向によるオンライン教育により、手話の会話スキル習得を目指すことを目的とするプログラムである。 アドバンスコースを履修する者については、厚生労働省が指定する「手話通訳者」養成カリキュラム修了相当の単位認定を得ることも目的とする。 併せて、日本手話から日本語、日本語から日本手話への逐次通訳演習と日本手話による言語活動を通して、教育場面を含む日本手話の言語スキルとコミュニケーションスキルを高めることを目的とする。プログラム履修者が手話通訳者として活躍するために必要な能力を習得する。				
⑩10テーマへの該当	医療・介護	⑪履修資格:	・リアルタイム双方向によるオンライン教育により、手話の会話スキル習得を目指すことを目的とする者であり、かつ、大学卒業又は同程度の学力を有する者 ・アドバンスコースの履修資格は、前項に規定するもののほか、ベーシック修了者又は地方自治体が実施する手話通訳者養成講座を修了し、学びを継続中の者		
⑫対象とする職業の種類:	学校・施設等において聴覚障害者の支援に従事する者				
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 手話の会話スキル		(得られる能力) 聴覚障害者とコミュニケーションできる能力		
⑭教育課程:	リアルタイム双方向オンライン方式にて講義を行う。 「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ・Ⅱ・Ⅲ」において、ろう児・者の教育を含む社会生活全般に関わる場面の談話について、日本手話から日本語、日本語から日本手話に同時通訳ができるスキルを修得する(厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム実践課程修了相当)。				
⑮修了要件(修了授業時数等):	90時間(このほかに、30時間のオンデマンド講義有り)以上の履修及び実技試験の合格による修了認定				
⑯修了時に付与される学位・資格等:	履修証明書				
⑰総授業時数:	90 時間	⑱要件該当授業時数:	90 該当要件	⑲要件該当授業時数/総授業時数:	100%
⑳成績評価の方法:	出席状況、筆記試験の成績、実技(手話)の内容等を総合的に判断する。				
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。「共同教育学部評価委員会」において、本プログラムの成果の検証や評価を行う。また、当該検証・評価結果についてはホームページにおいて公表する。				
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者に対し、就職状況の調査等を実施し、その結果を分析することにより効果を検証する。				
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 「国立大学法人群馬大学と群馬県教育委員会との連携に係る協議会」において、共同研究第3部会(研究テーマ:特別支援教育の充実)として、県内特別支援教育に携わる教員を対象とした実践交流会を開催し、教員や保護者と情報を共有、目的・支援を共通化することにより、教育課程の編成に学校現場・関係機関等の意見を取り入れる。 (自己点検・評価) 定期的に開催する協議会において、自己点検・評価を行い、聴覚障害団体等の意見を取り入れる。				
㉔社会人が受講しやすい工夫:	夜間、土日開講、ビデオ補講、オンライン受講				
㉕ホームページ:	(URL)https://www.gunma-u.ac.jp/				

事務担当者名:		所属部署:	共同教育学部免許状更新講習・入学試験係		
連絡先:	(電話番号)	027-220-7221			
	(E-mail)	kk-kyoiku7@jimu.gunma-u.ac.jp			

\* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。  
\* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。